別紙４

所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書

１．所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと

　本事業が交付決定を受けた場合は、補助事業の対象となる集合住宅が、所定のエネルギー性能であることを示す第三者評価を受け、その評価結果を交付決定後に速やかに提出します。また、所定の省エネルギー性能を満足していない場合は、補助金の交付を受けないことを確約します。

２．省エネルギー性能の表示

　事業完了後、第三者評価を受けた評価結果について一般の消費者への周知を図ります。建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）を参考とし、当該集合住宅の環境性能を、一般の消費者（購入者や借主）に対し、新聞広告、ダイレクトメール等のアナログ媒体、インターネット等の電子媒体を利用して効果的にＰＲ（分譲広告、入居者募集広告等）を行うことを確約します。

３．補助事業の対象住戸を分譲あるいは賃貸目的で利用すること

　　本事業の対象住戸を一般の消費者向けに分譲あるいは継続的に賃貸することを確約します。なお、当該目的で保有しなくなる場合、譲渡する場合等は事前に財団に相談の上、必要な手続きをとります。

　本事業の申請者である（代表者名）　　　　　　　　　　　　　は、上記３項目について内容を確認し実施することを確約した上で、本補助事業の申請を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 集合住宅（低層・中層）における低炭素化（ＺＥＨ-Ｍ化）促進事業 |
| 建物名 |  | 補助対象の住戸数：　　　　　　　　戸 |

 　　年　　月　　日

 申請者 住　　　　所

 氏名又は名称

 代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 　　手続代行者 住　　　　所

 氏名又は名称

 代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印